

平成 2 2 年 第 5 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京 丹 波 町 議 会

平成 2 2 年第 4 回京丹波町議会臨時会

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日（木）

開 会 午 前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 7 8 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 7 9 号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 8 0 号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関す
る条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

第 7 発議第 2 号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 横山 勲 君

2 番 岩田 恵一 君

3 番 篠塚信太郎 君

4 番 梅原 好範 君

5 番 森田 幸子 君

6 番 村山 良夫 君

7 番 山内 武夫 君

8 番 東 まさ子 君

9 番 野口 久之 君

- 1 0 番 坂本美智代 君
- 1 1 番 原田寿賀美 君
- 1 2 番 松村 篤郎 君
- 1 3 番 北尾 潤 君
- 1 4 番 小田 耕治 君
- 1 5 番 山田 均 君
- 1 6 番 西山 和樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（7名）

町	長	寺 尾 豊 爾 君
副 町	長	畠 中 源 一 君
教 育	長	朝 子 照 夫 君
参	事	岩 崎 弘 一 君
参	事	野 間 広 和 君
総 務 課	長	伴 田 邦 雄 君
教 育 次	長	谷 俊 明 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	石 田 武 史

開議 午前9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第5回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により4番議員・梅原好範君、5番議員・森田幸子君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第78号他2件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

11月22日、午前9時から議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

11月17日に、北海道遠軽町議会 総務・文教常任委員会が本町に視察に来られました。

11月18日、19日に、全議員による管外視察研修を行いました。

11月22日には、京都中部広域消防組合の方々にお世話になり、普通救命講習会を開催いたしました。

議会広報特別委員会には、議会だより第23号を発行していただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第４、議案第７８号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について～日程第６、議案第８０号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第４、議案第７８号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第６、議案第８０号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さんおはようございます。

本日ここに、平成２２年第５回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用のなか、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、本日提案させていただきました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案は、特別職、教育長及び職員の給与等に関する条例の改正をお願いするものでありますが、本年も厳しい民間の情勢を反映しました公務と民間の給与比較の結果、月例給、特別給のいずれについても公務が民間を上回ったため、それらを引き下げる人事院勧告が８月に行われました。国においては１１月１日に閣議決定され、現在国会において改正法案が審議中となっております。

つきましては、本町におきましても、これらの勧告内容及び京都府や府内市町村の動向等も検討しました結果、人事院勧告に準じた改正をお願いするものであります。

まず、議案第７８号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、人事院勧告に準じ、期末手当の支給率を年間３．０５月から２．９月に引き下げるもの。

議案第７９号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同じく期末手当の支給率を引き下げるもの。

議案第８０号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、給料の民間格差との均衡を図るための月例給の引き下げ及び期末勤勉手当の支給率を年間4.15月から3.95月に引き下げるなどの改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして原案にご賛同いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは議案第78号から議案第80号につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

提案理由といたしましては、町長の提案理由の説明のとおりでございますが、8月の人事院勧告に準じまして、所要の改正をお願いするというものでございます。

議案の順序につきましては、特別職の期末手当からの改正からとなっておりますが、最初に人事院勧告の概要につきましてご説明を申し上げたいと思います。

資料で、給与勧告の骨子というのを配付させていただいておりますので、これに基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、一番上の給与勧告のポイントでございますが、月例給、ボーナスともに引き下げとなっております。平均年間給与でマイナス9万4,000円ということになっております。

また、月例給につきましては、50歳台後半層においての格差の拡大が見られるということから、重点的にここを引き下げることになっておりますのと、期末勤勉手当につきましては、0.2月分を引き下げることになっております。

その内容でございますが、ローマ数字のⅡの1の民間給与との比較のところを見ていただきますと、丸印のところでございますが、記載されておりますように民間給与が757円下回っておりまして、またその下の丸印でございますが、ボーナスでは民間が3.97月。公務員が4.15月ということで、これも民間が下回っているという状況でございます。

これはあくまで人事院が実施をいたしました職種別の民間給与実態調査との比較ということでございますので、本町と一致しているかということと必ずしもいえないものでございますが、そうした状況にあるということでございます。

従いまして、この格差を是正するための勧告が8月に行われたものでございまして、具体的には、2の給与改定の内容と考え方に記載されているところでございますが、本町に関連する部分で申し上げますと、まず、月例給につきましては（1）55歳を超える職員で括弧書きの中でございますが、行政職俸給表（一）本町では給料表でございますけれども、5級

以下の職員を除くということになっておりまして、つまり６級以上の職員、本町では参事になるわけですが、この給料につきましてマイナス１．５％の減額を行うというものでございます。

なお、この５５歳を超える職員と申しますのは、５５歳に達した日後において最初の４月１日以降ということになってございまして、例えば現在５５歳の６級職員は来年の４月以降に減額をするということになるわけでございます。

そして（２）でございしますが、更に中高齢層に限定をいたしまして、給料表を引き下げ改定するということになっております。この改定率につきましては、平均で０．１％のマイナスということになっておりまして、この合計で民間給与との差０．１９％のマイナスを埋めるとそういう内容になっております。

このように今回の勧告につきましては、高齢層での官民格差が拡大傾向にあることから、特に６級以上、これは国家公務員でいうところの本省の課長補佐級以上ということでありましたが、ここに特別な措置を講じたというのが特徴となっております。

年齢と一定のポスト以上ということでの区別というのは、今回が初めてというふうに伺っております。

そして、下の表のところでございますが、期末勤勉手当でございますが、民間の支給割合に見合うように４．１５月を３．９５月に引き下げるというものでございまして、本年度につきましては既に６月分は支給をされておりますので、１２月分で０．２月減らしまして、２３年度からは表の下側に記載のとおり率とするというものでございます。

以上が主な勧告の内容ということでございます。

それを踏まえまして、次に個々の条例でございますけれども、これも非常に分かりにくい内容でございますので、資料によりましてご説明を申し上げたいと思います。

同じ資料の二枚目をご覧いただきたいと思います。

まず、議案第７８号につきましては、町長、副町長の期末手当の改正でございますし、議案第７９号は教育長の期末手当の改正でございますが、いずれも特別職の国家公務員にかかる期末手当の支給月数の引き下げに準じまして、０．１５月分引き下げるものでありまして、年間３．０５月から２．９月とするものでございます。

支給期別では、２２年度は１２月分で１．６月から１．４５月に引き下げを行いまして、２３年度以降は６月期は１．４５月から１．４月、１２月期は１．４５月から１．５月というふうに段階を追って移行するというところでございます。

次に議案第８０号の職員給与の改定でございますが、内容といたしましては、先程申し上げ

げたとおりでございますが、資料のほうにも簡単にまとめをさせていただいております。

なお、実際の給料表の改定につきましては、議案書の後ろのほうになりますが、新旧対照表をつけさせていただいております。そこで、黒い線で囲った分がでてまいります、その囲った部分というのが、要するに中高齢層に限定した引き下げということになっておるわけでございます。

先程も申しましたように、平均で0.1%の減ということでございます。金額にいたしますと200円から500円の引き下げということになっております。これは12月以降の適用ということでございますので、4月から11月分の期間に係る格差相当分につきましては、年間給与で見まして解消するということで、4月の給与に調整率を乗じて得た額に4月から11月分の月数を乗じて得た額、さらに6月の期末勤勉手当の額に同じく調整率を乗じて得た額の合計額を12月の期末手当で減額調整をするということになっておるところでございます。

また、期末勤勉手当の支給月数につきましては、資料にございますように上段が一般職で下段が管理職の表ということでございますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

あと、一番下に書いておりますのは、昇給抑制措置の回復ということでございます。平成18年度から実施をされてまいりました給与構造改革に準じまして、定期昇給の号給を本来4号給上がるところを3号給に抑えてまいったわけでございますが、今回43歳未満の職員に限りまして、平成23年4月に1号給回復措置を講ずるというものでございます。

なお、資料の最後のページにつきましては、今回の改定によります特別職及び教育長の年間の期末手当の比較、さらに、職員の平均給料月額と比較、さらに一番下には12月に支給いたします期末勤勉手当を比較した表をつけさせていただいておりますので、参考までにご確認をいただけたらと思います。

以上、誠に簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。

これより議案第78号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第 78 号を採決いたします。

議案第 78 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第 79 号を採決いたします。

議案第 79 号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

3 番 篠塚君。

○3 番（篠塚信太郎君） ただ今上程になってます一般職の給与の改定であります、本町職員のラスパイレス指数は 89 余りという認識をしとるんですが、国家公務員より約 10% 余り給料が安いということになっているところでありましたが、国家公務員と格差があっても良いというように考えておられるのか。

また、人事院勧告を完全実施している以上、ラスパイレス指数を100に近づけるべきではないかというふうに考えますが、どのようにお考えなのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 提案しているとおりで良いという認識であります。

残余は担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長

○総務課長（伴田邦雄君） まず、ラスパイレス指数が低いということですが、これにつきましては、様々な要素があるというふうに考えております。

ひとつは、級別の制度とかいったこともございますし、やはりポストの問題もございます。さらに国家公務員との差があっても良いのかというあたりでございますが、やはり公務員の給与というのは民間に準拠するといいますか、民間の給料と比較をして決めていくというのが原則になっておりまして、おのずとまた地域地域によってこの給与のバランスというものもございますので、これは必ずしも100にしなければならないということではないと思っております。完全実施している以上、ラスパイレス100にするのが当然ではないかというご質問でございますが、できますればそのようになったらいいんですけれども、やはり地域の実態というものもございますので、現状でいたしかたないというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（西山和樹君） 3番 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） ラスパイレス指数が低いという様々な理由については、私も一定理解をいたしておりますが、そのことは別にしまして、今、地域格差云々という話がでたわけですが、これは全国一律の人勧でありますので、また地域格差は地域格差で別で補正といいますかやっているわけでありまして、地域格差も考慮してこの完全実施でよいんやというのは何かおかしいのではないかなと思うんですね。100になって当然民間と給与が均衡するというので、たぶん地方の職種も企業も選んで勧告しているわけですから、地域格差を入れるんでしたら、私んとも人事委員会を入れてそこで勧告してもらわんと、地域格差いうのは埋まらないのではと思いますので、先程の答弁はその辺のことを考慮されておっしゃったのか、まずお聞きします。

もうひとつ、給料はその職務によって決まっているわけですが、分権時代に入りまして権限の移譲等もございますので、地方公務員の職務も高度な知識と経験を必要とする業務が多くなってきているということで、国家公務員の職務と比較しましてどのような職務の差があるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長

○総務課長（伴田邦雄君） 地域格差といいますのは、先程言葉が足らなかったかも知れませんが、やはり職務の階級でありますとか、ポストの数でありますとかそういったものも当然違ってまいりますのと、昇給の度合いでありますとか、級の設定の仕方でありますとか、そういったものもございますので必ずしも国家公務員と同じような昇給にはなっていないということがございます。その辺りも、これまでの地方公共団体におかれた経過から現在に至っておるのではないかというふうに思っておりますのでございます。

それから、先程おっしゃいましたのは、同一価値労働、同一賃金というお話であろうと思うんですが、仕事と同じ価値であるならば同じ賃金をもらうべきだという、それはそのようにも思っておるわけでございますけれども、ただ、これは一方ではその地域の民間との金額というものも注目もされておるところでございますし、それぞれにおかれた状況によって必ずしも一致しないというふうに思っております。以上です。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） 何点かお尋ねしておきたいと思うんですが、ひとつは民間給与との比較のことで、給与勧告の骨子というところで、約1万1,100民間事業所の45万人の個人別給与を実地調査したということで、それに基づいた民間との格差ということになっておるんですが、この1万1,100の事業所の規模ですね、企業には大企業もあるし小さな企業もあるわけでございますけれども、どういう民間の事業所を対象としておるのかと。これによってごつつう企業の設定が変わってくると思うんですけども、その辺はどうかというのが1点。

もう1点は人勧に基づき国家公務員に準じるということで提案されとるんですけども、先程もありましたように国会で審議中であります。一応採決という流れにはなっておりますが、本来国会で決定してから地方の自治体もそれに準じて決めるというのが本体の形だと思うんですけども、まだ審議中ではあるけれども決まったものと前提で提案されているのかどうか、その辺の考え方をお尋ねしておきたい。

それから資料につけていただいとる給料表1級から6級までなんですけども、国家公務員の給料表のうちの1級から6級ということのを当てはめておるんですが、さっきもありましたけども同じ給料表を全て使っているわけではないので、当然その差があるということはあるんですが、この1級から6級までの職種を、1級であればどの職務が当てはまるのか6級であれば参事ということになつとるかとは思いますが、その点あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長

○総務課長（伴田邦雄君） 最初にお尋ねの事業所の規模でございますけれども、これは職種別民間企業実態調査というのが行われておりまして、実際の調査をされました事業所数でございますが、規模で申し上げますと3,000人以上というのが1,611事業所、1,000人以上から3,000人未満が1,239事業所、500人から1,000人未満が1,192事業所、100人から500人未満が4,049事業所、50人から100人未満が1,898事業所という数でございます。

それから、国会で審議中なので、本来それが通ってからではということでございますが、考え方によると思うんですけれども、人事院勧告を尊重するといいますか、人事院勧告を検討したという結果で本町の条例改正をお願いするということで考えておるところでございます。

それから1級から6級の職種でございますが、例規集のほうに載っておるわけでございますけれども、1級につきましては主事補、主事、技師、さらに保育士、保健師、2級は同じく主事、保育士いろいろございますけれども、一定の年数でもって上がっていくわけでございます。3級は主に主査、係長、主任、4級になりましては課長補佐級、5級は課長、議会事務局長、教育次長、保育所長、6級は職務分類上は総括課長と参事ということになっております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、こういった給料なり期末手当の問題については、やはり職員が直接影響を受けるわけですから、職員組合との協議、合意はできておるのかどうかということを1点伺っておきたいと思います。

それから、仕事は職員がするわけでございますので、意欲をもってやってもらうというためにも一定の給与の水準というのは非常に大事になってくるわけですので、先程もありましたけれども、ラスパイ89.9というのは府下的にも相当低い基準にあるわけですので、やはり一定の改善も当然していくべきだと思うんですけれどもその点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。片一方そうした努力も必要かと思うんですが、民間でずっと生きてきた私から見ますと、必ずしも民間格差という点では公務員のほうが低いという認識ではありません。ただししっかり守っていきたいという気持ちを傍ら持って今回の提案に臨みました。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） ちょっとお尋ねした答弁がないんですけどね、職員組合との協議、合意はできておるのかという問題と、ラスパイの問題も改善する必要があると考えておられるのかどうか、その点もう一度伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） すみません。総務課長同席させて、きちっと話させてもらいました。

ラスパイレス指数については、町長就任以前から承知しておりました。このことは職員組合と話しした中で1年間時間をくれという話をしました。核心が持てたら提案していくということでもあります。

○議長（西山和樹君） 2番 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 今回の改正には直接関係がないんですけども、期末勤勉手当、特に勤勉手当の関係でお伺いしたいんですけども、本年度から勤務評定も導入されましたけども、その勤務評定によって勤勉手当というのは100分の100から評価によって下がるというようなことが条例にうたわれていると思うんですけども、本年度導入されてそうした影響を受ける職員があるのかどうかということと、勤務評価制度によって勤勉手当への影響というのはいかなものかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 今年導入しようとしておりますのは、人事評価の制度でございますが、ついこの間評価者の研修をさせていただいたところでございまして、今後これの熟度が上がっていくにしたがって、そうしたことも一定考えてまいりたいと思っております。

従いまして、現在これに基づいての影響というのはございません。以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

議案第80号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第80号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、発議第2号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第7、発議第2号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

提案者 9番 野口君。

○9番（野口久之君） それでは、提案理由を申し上げます。

人事院は国家公務員ボーナス期末勤勉手当を0.20月分引き下げるよう内閣と国会に勧告を行いました。京都府内の町村議会の状況といたしましても減額予定とされている議会が多いことや、昨今の社会経済情勢及び人事院勧告の趣旨に基づき、本町議会の議員においても職員の減額分のうち、期末手当に相当する0.15月分を減額するものとして提案するものであります。

内容としましては、二段階の改正としております。本年につきましては6月支給分においては改正前の条例に基づき支給をされておりますので、12月支給分において年間引き下げ分の0.15月分を引き下げ、1.45月分とするもの。また、平成23年度以降の支給分においては、6月支給分を1.40月分、12月支給分を1.50月分とする改正としております。

以上、提案理由の説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

15番 山田君。

○15番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですが、いろんな社会情勢や近隣町の状況から提案をされておるわけでございますけれども、やはり歳費やこういう期末手当というものは一定議員活動を保障するという部分が大きいわけでございますけれども、どんどん引き下がっていくという状況の中で、議員活動を保障するという面から、歳費を引き

下げると言うよりも、以前から言っております政務調査費を支給していくということを考えるべきだと思うんですけども、その点についての見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 9番 野口君。

○9番（野口久之君） ものの考え方はいろいろあるかと思いますが、この改正につきましては、京都府内の町村の状況もみながら調整をしたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

発議第2号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって発議第2号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成22年第5回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

午前9時40分 閉会